

第六（庶務）
第七條（協議会の庶務は、連絡調整事務局において處理する。）
則一 前各條に定めるものを除く外、議事の手続その他協議会
に關し必要な事項は、会長が定める。
則二 この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

460

理由

外務省設置法第十九條第三項の規定に基き、地方連絡協議会の所掌事務、組織及び運営の方法を定める必要があるからである。